

一般廃棄物焼却施設における 焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について

1. 測定要請について

東京都の一般廃棄物焼却施設の飛灰から8,000Bq/kgを超える放射性セシウム(^{134}Cs 、 ^{137}Cs)が検出されたことから、6月28日に東北地方及び関東地方等の16都県^{※1}に対し「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(以下「焼却灰の取扱方針」という。)を通知し、都県内の一般廃棄物焼却施設で発生する焼却灰等の測定の要請を行った。

※1 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

2. 測定対象について

要請対象施設：16都県の一般廃棄物焼却施設

測定対象物：一般廃棄物の焼却に伴い発生する主灰^{※2}、飛灰^{※3}等

測定期間：6月28日以降

※2 主灰：焼却の際に焼却炉の炉底に落下した灰分

※3 飛灰：焼却の際にガス中に含まれ、排ガス出口の集塵機で集められた灰分

3. 測定結果について

上記要請を受けて実施された焼却灰等の放射性セシウム濃度の測定結果について、8月24日時点での報告を求めたところ、16都県から469施設の測定結果が報告された。その結果を都県ごとに整理すると表1のとおりである。

報告のあった469施設のうち「焼却灰の取扱方針」において、当面の間一時保管とされている8,000Bq/kgを超える焼却灰等が確認された一般廃棄物焼却施設は42施設で、福島県以外では6都県26施設であった。

なお、「焼却灰の取扱方針」において、測定結果が8,000Bq/kgを超えた場合、又は8,000Bq/kgに近い値となった場合は、一定の間隔(1ヶ月程度)をおいて、測定することが望ましいとしており、引き続き測定を予定している一般廃棄物焼却処理施設もあることから、今後も測定結果について報告を受け、適宜取りまとめの上、公表していく予定である。

表 1 一般廃棄物処理施設の焼却灰測定結果（概要）

	報告施設数	測定結果 (Bq/kg)	8,000Bq/kgを超える		100,000Bq/kgを超える	
			主灰等※ ¹	飛灰※ ²	主灰等※ ¹	飛灰※ ²
岩手県	19	不検出～30,000	なし	2	なし	なし
宮城県	18	不検出～2,581	なし	なし	なし	なし
秋田県	16	不検出～196	なし	なし	なし	なし
山形県	14	不検出～7,800	なし	なし	なし	なし
福島県	22	不検出～95,300	7	16	なし	なし
茨城県	30	42～31,000	なし	10	なし	なし
栃木県	18	217～48,600	なし	3	なし	なし
群馬県	24	20～8,940	なし	2	なし	なし
埼玉県	48	93～5,740	なし	なし	なし	なし
千葉県	58	不検出～70,800	なし	8	なし	なし
東京都	54	不検出～12,920	なし	1	なし	なし
神奈川県	39	不検出～3,123	なし	なし	なし	なし
新潟県	35	不検出～3,000	なし	なし	なし	なし
山梨県	13	不検出～813	なし	なし	なし	なし
長野県	27	不検出～1,970	なし	なし	なし	なし
静岡県	34	不検出～2,300	なし	なし	なし	なし
計	469		7	42	0	0

※ 1 主灰のほか溶融スラグや主灰・飛灰の混合物を含む

※ 2 溶融飛灰を含む